

国地企指第 146 号
令和 7 年 4 月 1 日

測量計画機関の長 殿

国土地理院長

作業規程の準則の一部改正について（通知）

令和7年3月31日付け国土交通省告示第240号（別紙1参照）のとおり、測量法（昭和24年法律第188号）第34条に基づく作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）の一部が改正されましたので、通知します。

なお、改正概要及び測量計画機関における必要な対応は、別紙2のとおりです。

置国を成三　○
 令い土改二　測国
 和て地正十　量土
 七閱理し年　条法交
 年覧院た国　の通
 三に（の土　規昭省
 月供茨で交　定和告
 三す城、通　に二示
 国十る。　　省基十第
 土一　　。　　の告づ四二
 交　　く　　。　　係第　　、法百
 通　　ば　　。　　書百　　、律十
 大　　市　　。　　類は　　、規百
 臣　　北　　。　　郷は　　、程八
 中　　一　　。　　番　　、　　の十
 野　　（　　。　　）　　土　　、　　八
 洋　　に　　。　　）　　交　　の　　十
 昌　　備　　。　　）　　通　　の　　八
 　　え　　省　　部　　平　　第

作業規程の準則の一部改正について

1. はじめに

測量計画機関が公共測量を実施しようとする場合、当該測量について、測量の方法、観測機械の種類、精度等について規定した作業規程を定め、国土交通大臣の承認を得る必要があります。すでに承認を得ている作業規程を変更する場合も同様に変更承認の手続が必要です。測量は専門的で内容が広範囲にわたるため、国土交通大臣は、公共測量の一般的な規範（手本）として、測量法 34 条に基づく「作業規程の準則」（平成 20 年国土交通省告示第 413 号。以下「準則」という。）を定めており、多くの測量計画機関は、準則を準用して公共測量を実施しています。この度、下記の内容を反映させるため、準則の一部改正を行いました。

今回の一部改正に係る書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷 1 番）に備え置いて閲覧に供しているとともに、国土地理院ホームページの下記 URL においても公開しています。新旧対照表も掲載しています。

https://www.gsi.go.jp/gi_jyutukanri/gi_jyutukanri41018.html

2. 主な改正内容について

(1) 全国の標高成果の改定（令和 7 年 4 月）への対応

①新ジオイド・モデル「ジオイド 2024 日本とその周辺」を導入しました。

※注意、沖縄島と一部の離島では「ジオイド高 + 基準面補正パラメータ」により求めた値をジオイド高として使用ください

②全国にある電子基準点を用いて水準点の標高を求めるための測量である

G N S S 標高測量（3 級水準測量）を導入しました。

※従来の「G N S S 測量機による水準測量」の代替となる手法です

(2) 三次元点群データを使用した断面図作成マニュアルを反映

国土地理院が平成 31 年に定めた標記のマニュアルについて、新たに準則に反映しました。断面図作成方法として数値地形モデル (TIN) 法に加えて、点群データを用いた最近隣法を標準化。測量した範囲のあらゆる地点の地形を網羅的に把握することが可能となり、作業時間を短縮できます。

(3) 航空レーザ測量及び航空レーザ測深測量の点密度を追加

UAVや地上レーザ測量等の三次元点群測量では、地図情報レベルに対応した計測条件や単位面積当たりの点密度を規定していました。航空レーザ測量及び航空レーザ測深測量においても、オリジナルデータ等の三次元点群データを測量成果とする事例に対応するため、地図情報レベルに応じた点密度の関係を追加しました。

地図情報レベル	点密度	格子間隔
500	<u>1点/0.25㎡以上</u>	0.5m以内
1000	<u>1点/㎡以上</u>	1m以内
2500	<u>1点/4㎡以上</u>	2m以内
5000	<u>1点/25㎡以上</u>	5m以内

3. 準則を準用している測量計画機関における対応について

測量法第33条第1項に基づき、貴機関は既に準則を準用した公共測量作業規程を制定し、国土交通大臣から承認を受けておりますので、作業規程の変更承認申請手続は必要ありません。最新の準則を準用いただけます。

各測量計画機関における公共測量作業規程登録情報は、以下で検索できます。

http://psgsv2.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou_SagyouKitei/Kensaku9.aspx

4. 公共測量の諸手続

公共測量を実施するために必要な手続きは以下を参照ください。公共測量実施計画書等の様式をダウンロードして、管内の管轄の地方測量部・支所までメール等で提出ください。

<https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/koukyo0039.html>

公共測量の諸手続等の詳細なお問い合わせは、管轄の地方測量部・支所までお願い致します。

<https://www.gsi.go.jp/common/000186499.pdf>

5. その他

本改正の内容を、貴機関の関係部署へ周知願います。

<問合せ先>

別紙、問い合わせ一覧のとおり

(問い合わせ一覧)

担当者	管 轄	連絡先
北海道地方測量部 公共測量担当	北海道	電話番号：011 (709) 2311 (内線 4506) E-Mail gsi-koukyou-ho01@gxb.mlit.go.jp
東北地方測量部 公共測量担当	青森県、岩手 県、宮城県、秋 田県、山形県、 福島県	電話番号：022 (295) 8613、8544 E-Mail gsi-to+2-koukyo@gxb.mlit.go.jp
関東地方測量部 公共測量担当	茨城県、栃木 県、群馬県、埼 玉県、千葉県、 東京都、神奈川 県、山梨県、長 野県	電話番号：03 (5213) 2053 E-Mail gsi-k10-kokyo@gxb.mlit.go.jp
北陸地方測量部 公共測量担当	新潟県、富山 県、石川県、福 井県	電話番号：076 (441) 0888、0933 E-Mail gsi-hr2pub_o@gxb.mlit.go.jp
中部地方測量部 公共測量担当	岐阜県、静岡 県、愛知県、三 重県	電話番号：052 (961) 5509 E-Mail gsi-cb-kokyo05@gxb.mlit.go.jp
近畿地方測量部 公共測量担当	滋賀県、京都 府、大阪府、兵 庫県、奈良県、 和歌山県	電話番号：06 (6941) 4507、4930 E-Mail gsi-kinki-3640kokyo@gxb.mlit.go.jp
中国地方測量部 公共測量担当	鳥取県、島根 県、岡山県、広 島県、山口県	電話番号：082 (221) 9743、9840 E-Mail gsi-cg7-kokyo@gxb.mlit.go.jp
四国地方測量部 公共測量担当	徳島県、香川 県、愛媛県、高 知県	電話番号：087 (811) 1900 E-Mail gsi-4-chousag@gxb.mlit.go.jp
九州地方測量部 公共測量担当	福岡県、佐賀 県、長崎県、熊 本県、大分県、 宮崎県、鹿児島 県	電話番号：092 (411) 7916、7881 E-Mail gsi-kokyo-9@gxb.mlit.go.jp
沖縄支所 公共測量担当	沖縄県	電話番号：098 (963) 8700 E-Mail gsi-10-oki-g@gxb.mlit.go.jp

又は国土地理院企画部測量指導課 公共測量係
〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
電話番号：029(864)1111 (内線 3253)
E-mail gsi-koukyou-5@gxb.mlit.go.jp